

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【会社名】	株式会社筑波銀行
【英訳名】	Tsukuba Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤川 雅海
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	茨城県土浦市中央二丁目11番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社筑波銀行 つくば営業部 (茨城県つくば市竹園一丁目7番) 株式会社筑波銀行 東京支店 (東京都台東区台東二丁目9番4号) 株式会社筑波銀行 松戸支店 (千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) つくば営業部は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取藤川雅海は、当行の第95期第1四半期（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。